

2010年2月5日

大阪大学学長  
鷲田 清一殿

大阪大学箕面地区教職員組合  
執行委員長  
萬宮 健策



## 第2回団体交渉の申し入れ書

下記事項にかかる団体交渉を申し入れる。  
なお、交渉日時は2月10日9時から12時、または2月12日9時から12時の間に設定し、交渉会場については箕面地区での開催を求める。

### 記

昨年11月26日におこなった当組合との団体交渉の場において、私たちが質問した「旧大阪外国語大学からの承継教員の退職金は、法人移行の際に「財源」として確保されているのではないか。」という問い合わせに、「65歳で算定した金額で支給されるとは、今現在、確定していない。」と大学当局は回答した。

しかるに、1月19日に再度、文科省通知を根拠として文書回答を求める「旧大阪外国語大学からの承継教員については、—（中略）— 定年年齢（満65歳）に達した日以後に到来する最初の3月31日に退職したものとして措置することが可能」と答えた。これは、誠実交渉義務違反の最たるものであり、許すことには出来ない。

退職手当に関する団体交渉を誠実におこなわず、しかも2月2日付け「国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程（案）」において、旧大阪外国語大学の承継教員に不利益変更を提示するに至っている。

### 交渉項目

2月2日付け「国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程（案）」について